

## 京都府立医科大学利益相反に関する公表要領

(目的)

### 第1条

教職員の利益相反自己申告内容を公表することにより、研究の透明性を高め、教職員と製薬企業の双方が適正に産学公連携活動に取り組むことができることを目的とする。

(公表対象)

### 第2条

教職員から学長へ提出された利益相反自己申告書のうち、製薬企業と関係する活動について公表対象とする。なお、対象となる活動の基準は別紙のとおりとする。

(公表内容)

### 第3条

公表内容は、利益相反自己申告書の次の各号とする。

- (1)研究者氏名
- (2)製薬企業名
- (3)種類及び受け入れた金額等

(公表時期)

### 第4条

平成25年11月1日以降に提出された利益相反自己申告書について利益相反委員会において審査された後に速やかに公表するものとする。

(公表方法)

### 第5条

公表は、京都府立医科大学ホームページへ掲載することにより行う。掲載期間は1年間とする。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 申告の対象となる活動

活動内容	除外されるもの	
(1) 特許実施料収入、株式の取得その他の経済的利益を伴う産学公連携活動	株式以外	一の企業等からの経済的利益の年間合計額が100万円未満である活動
	株式	一の企業等からの株式取得による経済的利益の年間合計額が100万円未満、かつ、取得した株式が当該企業の全株式の5%未満である活動
(2) 企業等から講演料、原稿料を受ける活動	一の企業等からの講演料及び原稿料による収入の年間合計額が50万円未満である活動	
(3) 企業等に自らの発明等を技術移転する活動	一の企業等からの技術移転による収入の年間合計額が100万円未満である活動	
(4) 企業等から研究費、寄附金、設備、物品その他の金品又はサービスの供与を受ける活動	一の企業等からの金品又はサービスの供与の年間合計額が100万円未満である活動	

※(4)については、教室名を公表する

※企業等については、日本製薬工業協会会員企業を対象とする。